

# もりぐち高齢者プラン 2021(令和3年度～5年度)(素案)に対する パブリックコメント結果について

## 1. 募集期間

令和3年1月15日(金)から令和3年2月15日(月)まで

## 2. 募集方法

広報もりぐち1月1日号及び市ホームページに実施概要を掲載し、市内公共施設に「もりぐち高齢者プラン 2021(令和3年度～5年度)(素案)」、「募集要領」、「意見提出用紙」を設置するとともに、市ホームページからもダウンロード可能とし、回収ボックス投函、郵送、電子メール、FAX により意見を受け付けました。

## 3. 募集結果

提出方法及び提出件数

提出方法	提出件数
回収ボックス投函	1件
郵送	0件
電子メール	0件
FAX	2件
合計	3件

## 4. 意見の概要

ご意見、誠にありがとうございました。

### 【意見1】

意見の内容	守口市の考え方
<p>高令者が住みなれた町で安心して住める為には？ 人間としての生活状況に衣、食、住と俗に申しますが、 当節、衣は問題ないと思います。 食は配食サービス等がキメ細く行届いて来ている様です。 (但し、好みや単価はこの次として) 住は長らく住んだ住居がベースとして在る事と思います。 問題は高令障害で足腰が痛くて歩行困難となった今日、 外出手段がない事です。(特に通院時) 市の無料バスは病院には行けません。 本当の障害者外出支援はドアツードアが基本です。 他市では行政委託で実行されている様ですが、本市では 障害者手帳の発行や介護支援の状況を見て本当の 外出支援を検討してはいかがでしょうか？ 10年前からお願いしていますが…</p>	<p>本市では、「守口市高齢者及び重度障がい者(児)外出支援事業」を実施しております。要介護4・5の認定がある又は、障がい者手帳の主として下肢障がいの1・2級の方を対象として、福祉タクシーに 乗車する際に利用できる福祉タクシー利用券を交付し、 移動に際し必要な費用の一部を助成しております。 外出先として、病院などの通院時にも利用されています。 今後も事業の積極的な周知啓発を行うとともに、 利便性の向上に向け、円滑な事業実施に取り組みます。  【計画関係箇所】P48「第5章 施策の展開 (5) 高齢者福祉サービスの充実 1) 在宅福祉サービスの充実」</p>

### 【意見2】

意見の内容	守口市の考え方
<p>【35 頁】「課題の整理」における◇高齢者の住みよいまちづくり◇ ●外出の状況について 「外出を控えている人は6割以上(若年調査)と記されているが、(若年調査)は(要支援認定者調査)の誤り。 まとめのワケ内に、「要支援認定者調査において外出を控えている人が7割近くいることから、ニーズに合わせた持続可能な移送サービス等の外出支援策を社会福祉協議会やシルバー人材センター、自治会、NPOなどの協力も得て、積極的に講じていく必要があります。」と付け加える。  【47-48 頁】(5) 高齢者福祉サービスの充実 1) 在宅福祉サービスの充実 ●現状と課題 ●今後の取り組みと方向性 要支援認定者・要介護認定者調査結果から「在宅生活を継続する上で必要と感じる支援・サービス」として</p>	<p>P35 中、●の6段目、文末の(若年調査)を(要支援認定者調査)に改めます。 ご提案を踏まえた新たな外出支援策につきましては、 現在、くすのき広域連合が実施しております介護予防・生活支援サービス事業での実施に向け、 くすのき広域連合と連携し、制度の検討を行っているところです。 また、同時に守口市高齢者及び障がい者(児)外出支援事業については、 事業の利便性の向上に向け、円滑な事業実施に取り組みます。  【計画関係箇所】P48「第5章 施策の展開 (5) 高齢者福祉サービスの充実 1) 在宅福祉サービスの充実」</p>

<p>「移送サービス(介護・福祉タクシー等)」が多く選ばれていることから・・・事業の見直しが必要」と記していることに対応するよう、要介護認定1～3、要支援認定者も利用できるような制度内枠を拡充していく。今後は、同サービスを介護度の重度化防止・介護予防施策の1つに位置付ける」と付け加える。以上</p>	
--	--

【意見3】

意見の内容	守口市の考え方
<p>在宅での日常生活における緊急対人支援(救助や介助などの個別対人支援)の要請への対応支援策を確立し、その方法を明示し、その利用を住民の権利として保障する施策が必要です。たとえば、高齢夫婦の一方が転倒し、他方の独力ではその転倒者を安全に起こせないようなときの介助は緊急対人支援になります。この支援は、私の両親(すでに他界)の場合は、他に選択肢がなかったので、消防署に連絡をとり、救急隊員による救急支援を得ました。転倒にともなって生じた損傷により医療的対応が必要な場合は、救急隊の支援を受けるのが妥当と考えます。しかし、起立の介助などの身体介助で通常生活に復帰できる場合であれば、介護職による支援がより適切であると考えられます。しかし、そうした支援を得られる仕組みが今はありません。救急隊員は電話をすれば来てくださいますが、それに対する労力と費用は多大です。救急隊の支援は第一に救急救命のためにあるものです。市民自治の主体(納税者)としては、緊急介護支援については、それにふさわしい仕方(たとえば救急介助員を消防署に配置するなど)で対応するのがよいと思います。しかし、別な仕組みをつくるよりは、救急救命で対応することがその財政的負担を考慮してもより効果的で効率的であるとするならば、明確にその指針をしめし、緊急の介助などの支援にも救急救命で対応することと、その仕方を明確に示し広報していただきたい。そうした、公助の保障の明確化によりつて、住民の安心とゆとりが少し増し、自治体への信頼が高まり、市民主体の共助力と自治力がより発揮されると推察します。</p>	<p>転倒された方が、自力で起立できず、介助が必要な状況の場合、本人の意識に反して医療的な対応が必要な場合もあることから、救急救命による対応が一義的であると考えます。</p> <p>一方、高齢者の緊急時における事業の1つとして、「ひとり暮らし高齢者緊急通報機器設置事業」を実施しております。この事業が果たす役割は、重要であり、利用者からも「これを設置することによって、もしもの時を考えると安心する。」といったお声をいただくこともあります。また、現在、守口門真消防組合には、ひとり暮らし高齢者緊急通報機器事業に係る緊急時対応専用回線を設置し、連携に努めております。</p> <p>今後は、事業対象者の要件(ひとり暮らし)要件の拡充や事業方法をより効果的なものとなるよう事業推進してまいります。</p> <p>【計画関係箇所】P48「第5章 施策の展開 (5) 高齢者福祉サービスの充実 1) 在宅福祉サービスの充実」</p>